



# 三重県公報

令和4年3月29日 (火)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
21	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
<b>人 事 委 規 則</b>			
	三重県人事委員会規則7-12 (職員の管理職手当に関する規則) の一部を改正する規則	( 人 事 委 員 会 )	12
	三重県人事委員会規則7-75 (等級別基準職務に関する規則) の一部を改正する規則	( 同 )	15
	三重県人事委員会規則12-4 (管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則	( 同 )	19
	三重県人事委員会規則12-6 (四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則	( 同 )	20
<b>病院事業庁管理規程</b>			
2	三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程	( 病 院 事 業 庁 )	21
<b>訓 令</b>			
2	三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令	( 法 務 ・ 文 書 課 )	22
3	三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令	( 同 )	22
4	三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令	( 人 事 課 )	23
5	三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令	(ものづくり産業振興課)	24

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十一号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則(平成十四年三重県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 本庁	第二章 本庁
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (略)
第三節 課等の設置及び分掌事務	第三節 課等の設置及び分掌事務
第一款〜第七款 (略)	第一款〜第七款 (略)
第八款 農林水産部の課及び分掌事務(第十二条)	第八款 農林水産部の課等及び分掌事務(第十二条)
第九款〜第十一款 (略)	第九款〜第十一款 (略)
第四節・第五節 (略)	第四節・第五節 (略)
第三章・第四章 (略)	第三章・第四章 (略)
附則	附則
第四条 (略)	第四条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 地域連携部にスポーツ推進局及び南部地域活性化局を設置する。	4 地域連携部に国体・全国障害者スポーツ大会局及び南部地域活性化局を設置する。
5 (略)	5 (略)
第七条 防災対策部に、次に掲げる課を置く。	第七条 防災対策部に、次に掲げる課を置く。
一〜四 (略)	一〜四 (略)
五 災害即応・連携課	五 (略)
六 (略)	2〜4 (略)
2〜4 (略)	5 災害対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
5 災害対策課の分掌事務は、次のとおりとする。	一・二 (略)
一・二 (略)	三 防災訓練に関すること。
三・四 (略)	四・五 (略)
6 災害即応・連携課の分掌事務は、次のとおりとする。	6 (略)
一 三重県災害対策本部の運営に関すること。	第八条 戦略企画部に、次に掲げる課を置く。
二 防災訓練に関すること。	一 (略)
7 (略)	二 秘書課
第八条 戦略企画部に、次に掲げる課を置く。	三・四 (略)
一 (略)	五〜七 (略)
二・三 (略)	
四 人口減少対策課	
五〜七 (略)	

<p>2 (略)</p> <p>3 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 総合計画の進行管理に関する事 四 ゼロエミッションプロジェクトに関する事</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 知事及び副知事の秘書に関する事 二 行幸啓等皇室に関する事 三 儀式及び典礼に関する事</p> <p>4 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 「みえ県民力ビジョン」の進行管理に関する事</p>
<p>4 (略)</p> <p>5 人口減少対策課の分掌事務は、人口減少対策の推進に関する事とする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第八条の二 総務部に、次に掲げる課を置く。 一 (略) 二 秘書課 三～十一 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>第八条の二 総務部に、次に掲げる課を置く。 一 (略) 二～十 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 知事及び副知事の秘書に関する事 二 行幸啓等皇室に関する事 三 儀式及び典礼に関する事</p> <p>4 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一～五 (略) 六～十 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。 一 知事及び副知事の秘書に関する事 二 行幸啓等皇室に関する事 三 儀式及び典礼に関する事</p> <p>3 行財政改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。 一～五 (略) 六 職員の時間外勤務の縮減に関する事 七～十一 (略)</p>
<p>5～12 (略)</p> <p>第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。 一～五 (略) 六 ワクチン・物資支援プロジェクトチーム 七～十四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一～三十四 (略)</p>	<p>4～11 (略)</p> <p>第九条 医療保健部に、次に掲げる課等を置く。 一～五 (略) 六～十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療政策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一～三十四 (略)</p>
<p>三十五 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の施行に関する事</p> <p>三十六 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)の施行に関する事</p> <p>三十七 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成三十年法律第百五号)の施行に関する事</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>6 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一～五 (略) 六 新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成</p>	<p>6 感染症対策課の分掌事務は、次のとおりとする。 一～五 (略)</p>

<p>二十四年法律第三十一号)の施行に関すること。</p> <p>7 ワクチン・物資支援プロジェクトチームの分掌事務は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種及び医療機関等への物資の支援に関することとする。</p> <p>8 15 (略)</p> <p>第九條の二 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障がい者スポーツの普及に関すること。</p> <p>四 21 (略)</p> <p>22 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)の施行に関すること(教育委員会の所管に属するものを除く)。</p> <p>第十條 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 廃棄物・リサイクル課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 25 (略)</p> <p>26 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の施行に関すること。</p> <p>27 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例(令和三年条例第二十四号)の施行に関すること。</p> <p>12・13 (略)</p> <p>第十一條 地域連携部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 地域づくり推進課</p> <p>五 移住促進課</p> <p>六 (略)</p> <p>2 スポーツ推進局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 6 (略)</p> <p>7 地域づくり推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町等との連携による地域づくりに関すること。</p>	<p>7 14 (略)</p> <p>第九條の二 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 障がい福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 障がい者スポーツの普及に関すること(第二十一回全国障害者スポーツ大会(以下「三重とこわか大会」という。)の開催準備に関することを除く)。</p> <p>四 21 (略)</p> <p>第十條 (略)</p> <p>2 10 (略)</p> <p>11 廃棄物・リサイクル課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 25 (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>第十一條 地域連携部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 3 (略)</p> <p>四 地域支援課</p> <p>五 (略)</p> <p>2 国体・全国障害者スポーツ大会局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 総務企画課</p> <p>二 競技・式典課</p> <p>三 運営調整課</p> <p>四 全国障害者スポーツ大会課</p> <p>五・六 (略)</p> <p>3 6 (略)</p> <p>7 地域支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町等との連携による地域づくりの支援に関すること。</p>
---	---

<p>二 市町の合併に関する事。</p> <p>三 市町の広域行政に関する事。</p> <p>四 市町への権限移譲に関する事。</p>	<p>二 県内への移住の促進に関する事。</p>
<p>8 移住促進課の分掌事務は、県内への移住の促進に関する事とする。</p>	<p>8 市町行財政課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 一〇 (略)</p> <p>十一 一三 (略)</p>	<p>一 一〇 (略)</p> <p>十一 市町の合併に関する事。</p> <p>十二 市町の広域行政に関する事。</p> <p>十三 市町への権限移譲に関する事。</p> <p>十四 一六 (略)</p>
<p>十二 一三 (略)</p>	<p>9 総務企画課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 一〇 (略)</p> <p>十一 一三 (略)</p>	<p>一 スポーツの推進の企画及び調整に関する事。</p> <p>二 三重県スポーツ推進条例(平成二十六年三重県条例第九十五号)の施行に関する事。</p> <p>三 三重県スポーツ推進審議会に関する事。</p> <p>四 第七十六回国民体育大会(以下「三重とこわか国体」という。)及び三重とこわか大会の開催準備の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>五 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の広報及び県民運動、募金・企業協賛に関する事。</p>
<p>10 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>10 競技・式典課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 スポーツの推進の企画及び調整に関する事。</p> <p>二 三重県スポーツ推進条例(平成二十六年三重県条例第九十五号)の施行に関する事。</p> <p>三 一五 (略)</p>	<p>一 三重とこわか国体の競技会等の運営に関する事。</p> <p>二 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の式典に関する事。</p> <p>11 運営調整課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三重とこわか国体の競技施設に関する事。</p> <p>二 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開會式及び閉會式の会場に関する事。</p> <p>三 三重とこわか国体及び三重とこわか大会の輸送、交通、宿泊、医事、衛生、警備及び消防に関する事。</p> <p>12 全国障害者スポーツ大会課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三重とこわか大会の競技会等の運営に関する事。</p> <p>二 三重とこわか大会の競技施設に関する事。</p>
<p>10 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>13 スポーツ推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>一 スポーツの推進の企画及び調整に関する事。</p> <p>二 三重県スポーツ推進条例(平成二十六年三重県条例第九十五号)の施行に関する事。</p> <p>三 一五 (略)</p>	<p>一 一三 (略)</p>

<p>六 三重県スポーツ推進審議会に関すること。</p> <p>七 (略)</p> <p>11 13 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 担い手支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 20 (略)</p> <p>7 農産物安全・流通課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 14 (略)</p> <p>15 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)の施行に関すること。</p> <p>16 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の施行に関すること。</p> <p>17 植物防疫に関すること。</p> <p>18 病虫害防除所に関すること。</p> <p>19 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)の施行に関すること(環境保全型農業直接支払交付金に係るものに限る。)</p> <p>20 GAP(農業生産工程管理)に関すること。</p> <p>21 農産物等の有害物質に関すること。</p> <p>22 農業経営の資金の融資及び相談に関すること。</p> <p>8 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 伊勢茶の振興に関すること。</p> <p>11 13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15 16 (略)</p> <p>17 お茶の振興に関する法律(平成二十三年法律第二十一号)の施行に関すること。</p>	<p>四 (略)</p> <p>14 16 (略)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 担い手支援課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 農業経営の資金の融資及び相談に関すること。</p> <p>10 21 (略)</p> <p>7 農産物安全・流通課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 14 (略)</p> <p>8 農産園芸課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 GAP(農業生産工程管理)に関すること。</p> <p>10 植物防疫に関すること。</p> <p>11 農産物等の有害物質に関すること。</p> <p>12 病虫害防除所に関すること。</p> <p>13 16 (略)</p> <p>17 お茶の振興に関する法律(平成二十三年法律第二十一号)の施行に関すること。</p> <p>18 (略)</p> <p>19 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百二十七号)の施行に関すること。</p> <p>20 21 (略)</p> <p>21 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)の施行に関すること。</p> <p>22 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成二十六年法律第七十八号)の施行に関すること(環境保全型農業直接支払交付金に係るものに限る。)</p>
---	--

<p>9 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六 (略)</p> <p>十七 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)の施行に関すること。</p>	<p>9 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 十六 (略)</p>
<p>10 20 (略)</p> <p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 県産品振興課</p> <p>五 新産業振興課</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>10 20 (略)</p> <p>第十三条 雇用経済部に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 三重県営業本部担当課</p> <p>五 ものづくり産業振興課</p> <p>六・七 (略)</p>
<p>2 観光局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 観光資源課</p> <p>三 観光誘客推進課</p> <p>四 (略)</p>	<p>2 観光局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 観光魅力創造課</p> <p>三 (略)</p>
<p>3・4 (略)</p> <p>5 雇用対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十一 (略)</p> <p>二十二 労働者協同組合法(令和二年法律第七十八号)の施行に関すること。</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>5 雇用対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十一 (略)</p>
<p>6 県産品振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 県の魅力発信に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 食の産業振興に関すること。</p>	<p>6 三重県営業本部担当課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 三重県営業本部に関すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 農商工等の連携促進に関すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の施行に関すること。</p>
<p>7 新産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 成長産業の振興に関すること。</p> <p>三 十二 (略)</p>	<p>7 ものづくり産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>十二 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の施行に関すること。</p>
<p>8 中小企業・サービス産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 二十 (略)</p> <p>二十一 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の施行に関すること。</p>	<p>8 中小企業・サービス産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 食の産業振興に関すること。</p> <p>六 二十一 (略)</p>
<p>9 (略)</p> <p>10 観光政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 観光マーケティングに関すること。</p>	<p>9 (略)</p> <p>10 観光政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>四〇六 (略)</p> <p>11 観光資源課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 観光コンテンツの創出及び磨き上げに関すること。</p> <p>二 (略)</p>	<p>三〇五 (略)</p> <p>11 観光魅力創造課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 国内からの誘客に関すること。</p> <p>二 (略)</p>
<p>12 観光誘客推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 国内からの誘客に関すること。</p> <p>二 観光産業の支援に関すること。</p>	
<p>13 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>12 (略)</p> <p>第十四条 (略)</p>
<p>2〇5 (略)</p> <p>6 技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 公共工事に係る生産性向上対策及び建設副産物対策に関すること。</p> <p>七・八 (略)</p>	<p>2〇5 (略)</p> <p>6 技術管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 公共工事に係るコスト削減対策及び建設副産物対策に関すること。</p> <p>七・八 (略)</p>
<p>7〇15 (略)</p> <p>16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 街路事業、公園事業及び市街地整備事業に関すること。</p> <p>三〇十五 (略)</p>	<p>7〇15 (略)</p> <p>16 都市政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 街路事業、公園事業、市街地整備事業及び都市再生整備計画事業に関すること。</p> <p>三〇十五 (略)</p>
<p>17・18 (略)</p> <p>19 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十七 (略)</p> <p>一〇十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に関すること(容積率の特例許可に係るものに限る。)</p>	<p>17・18 (略)</p> <p>19 建築開発課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇二十七 (略)</p> <p>一〇十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に関すること。</p>
<p>20 住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関すること(容積率の特例許可に係るものを除く。)</p> <p>二〇〇二二 (略)</p>	<p>20 住宅政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>十九 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施行に関すること。</p> <p>二〇〇二二 (略)</p>
<p>21・22 (略)</p> <p>第十四条の二 デジタル社会推進局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 デジタル改革推進課</p> <p>三 (略)</p>	<p>21・22 (略)</p> <p>第十四条の二 デジタル社会推進局に、次に掲げる課を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 スマート改革推進課</p> <p>三 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 デジタル改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 デジタル改革の推進に関すること。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 スマート改革推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 スマート改革の推進に関すること。</p>



二〇四 (略)  
 4 (略)  
 (職制)  
 第十九条 (略)  
 2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
ひとづくり政策総括監	戦略企画部	上司の命を受けて人づくり施策（職員に係るものを除く。）に係る総合調整に関する事務を処理する。
ゼロエミッションプロジェクト総括監	戦略企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
ゼロエミッションプロジェクト推進監	戦略企画部	上司の命を受けてゼロエミッションプロジェクトに関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
消費生活監	環境生活部	上司の命を受けて消費者施策の調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)  
 (室の設置及び分掌事務)

第二十六条 (略)

2 地域調整防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〇三 (略)
- 四 市町等との連携による地域づくりに関すること。
- 五 (略)
- 六 過疎地域対策に関すること（津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所及び伊賀地域防災総合事務所に限る。）。

七〇二十三 (略)

二十四 地域防災総合事務所、県税事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所等、建設事務所及び流域下水道事務所の経理及び物品の管理に関すること（選挙管理委員会に係るものを含み、本庁及び他の地域機関の所管に属するものを除く。）。

二〇四 (略)  
 4 (略)  
 (職制)  
 第十九条 (略)  
 2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、特定の事務を処理するために、次の表の上欄に掲げる職をそれぞれ同表の中欄に掲げる組織に置き、その職の職務はそれぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

職	組織	職務
ひとづくり政策総括監	戦略企画部	上司の命を受けて人づくり施策（職員に係るものを除く。）に係る総合調整に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
危機管理特命監	防災対策部	上司の命を受けて特定の危機管理事案への対応に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)
消費生活監	環境生活部	上司の命を受けて消費者施策の調整に関する事務を処理する。
移住促進監	地域連携部	上司の命を受けて移住の促進に関する事務を処理する。
(略)	(略)	(略)

4 (略)  
 (室の設置及び分掌事務)

第二十六条 (略)

2 地域調整防災室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一〇三 (略)
- 四 市町等との連携による地域づくりの支援に関すること。
- 五 (略)
- 六 過疎地域対策に関すること（津地域防災総合事務所及び松阪地域防災総合事務所に限る。）。

七〇二十三 (略)

二十四 地域防災総合事務所、県税事務所、自動車輦事務所、保健所、福祉事務所、農林水産事務所等、建設事務所及び流域下水道事務所の経理及び物品の管理に関すること（選挙管理委員会に係るものを含み、本庁及び他の地域機関の所管に属するものを除く。）。

二十五〜三十三 (略)	二十五〜三十三 (略)
3 (略)	3 (略)
(室の設置及び分掌事務)	(室の設置及び分掌事務)
第三十二条の二 (略)	第三十二条の二 (略)
2 地域活性化防災室の分掌事務は、次のとおりとする。	2 地域活性化防災室の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜五 (略)	一〜五 (略)
六 市町等との連携による地域づくりに関すること。	六 市町等との連携による地域づくりの支援に関すること。
七〜三十六 (略)	七〜三十六 (略)
3 (略)	3 (略)
(室の設置及び分掌事務)	(室の設置及び分掌事務)
第三十八条の二 (略)	第三十八条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 農政室の分掌事務は、次のとおりとする。	3 農政室の分掌事務は、次のとおりとする。
一 関係団体の指導及び支援に関すること(農業に係るものに限る。)	一 関係団体の検査及び指導並びに支援に関すること(農業に係るものに限る。)
二〜四十四 (略)	二〜四十四 (略)
4 (略)	4 (略)
5 農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。	5 農政・農村基盤室の分掌事務は、次のとおりとする。
一 関係団体の指導及び支援に関すること(農業に係るものに限る。)	一 関係団体の検査及び指導並びに支援に関すること(農業に係るものに限る。)
二〜六十一 (略)	二〜六十一 (略)
6・7 (略)	6・7 (略)
8 森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。	8 森林・林業室の分掌事務は、次のとおりとする。
一 関係団体の指導及び支援に関すること(林業に係るものに限る。)	一 関係団体の検査及び指導並びに支援に関すること(林業に係るものに限る。)
二〜十七 (略)	二〜十七 (略)
十八 山地災害危険地区に関すること。	十八 山地災害危険地に関すること。
十九〜二十四 (略)	十九〜二十四 (略)
二十五 森林文化及び森林教育に関すること。	二十五 森林文化及び森林環境教育に関すること。
二十六〜三十三 (略)	二十六〜三十三 (略)
9〜13 (略)	9〜13 (略)
(室の設置及び分掌事務)	(室の設置及び分掌事務)
第四十一条の三 (略)	第四十一条の三 (略)
2〜5 (略)	2〜5 (略)
6 事業推進室の分掌事務は、次のとおりとする。	6 事業推進室の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜四 (略)	一〜四 (略)
五 (略)	五 直轄道路事業との調整に関すること(尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所に限る。)
五〜七 (略)	六〜八 (略)
7〜10 (略)	7〜10 (略)
(部及び室の設置並びに分掌事務)	(部及び室の設置並びに分掌事務)
第八十六条 (略)	第八十六条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 医療部の分掌事務は、次のとおりとする。	3 医療部の分掌事務は、次のとおりとする。
一〜十二 (略)	一〜十二 (略)

<p>4 看護部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 在宅の重度心身障がい児(者)の療育に関すること。</p>	<p>十三 デイケア及びショートケアに関すること。</p> <p>4 看護部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一～六 (略)</p>
<p>5 発達総合支援部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 子どもの発達総合支援に係る市町への支援に関すること。</p>	<p>5 発達総合支援部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三～七 (略)</p>
<p>四～八 (略)</p> <p>九 デイケア及びショートケアに関すること。</p> <p>十 (略)</p>	<p>八 (略)</p> <p>九 子どもの発達総合支援に係る市町への支援に関すること。</p> <p>十 在宅の重度心身障がい児(者)の療育に関すること。</p>
<p>十一 (略)</p>	<p>十一 (略)</p>
<p>6 子ども心身発達医療センターに医療安全管理室を置き、その分掌事務は、医療安全及び感染管理に関することとする。</p>	<p>6 子ども心身発達医療センターに医療安全管理室を置き、その分掌事務は、医療安全に関することとする。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。  
(三重県公印規則の一部改正)
- 三重県公印規則(昭和三十二年三重県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公印の種類)</p> <p>第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 地域連携部スポーツ推進局長印</p> <p>十一～二十四 (略)</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第二条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長印</p> <p>十一～二十四 (略)</p>

別表地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長印の項を次のように改める。

<p>地域連携部スポーツ推進局長印</p>	<p>方二三</p>	<p>地部ツ印 県携一長 重連ポ進 三域ス推</p>	<p>てん書</p>	<p>木</p>	<p>公文書用</p>	<p>地域連携部</p>
-----------------------	------------	--	------------	----------	-------------	--------------

(三重県予算調製及び執行規則の一部改正)

- 三重県予算調製及び執行規則(昭和三十九年三重県規則第十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第十九条 廃棄物対策局長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長及び観光局長が掌理する特定の</p>	<p>(準用)</p> <p>第十九条 廃棄物対策局長、国体・全国障害者スポーツ大会局長、南部地域活性化局長及び観光局長</p>

<p>事務に係る予算の執行については、第四条及び第十二条から第十六条までの規定を準用する。この場合において、第四条及び第十二条から第十六条までの規定中「主務部長」とあるのは「廃棄物対策局長、スポーツ推進局長、南部地域活性化局長及び観光局長」と読み替えるものとする。</p>	<p>が掌理する特定の事務に係る予算の執行については、第四条及び第十二条から第十六条までの規定を準用する。この場合において、第四条及び第十二条から第十六条までの規定中「主務部長」とあるのは「廃棄物対策局長、国体・全国障害者スポーツ大会局長、南部地域活性化局長及び観光局長」と読み替えるものとする。</p>
--	--

(三重県都市公園条例施行規則の一部改正)

- 4 三重県都市公園条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保管工作物等の掲示場所)</p> <p>第六条 条例第十二条の二第一項第一号の規則で定める場所は、次の各号に掲げる都市公園ごとにそれぞれ当該各号に定める建設事務所及び課の掲示場とする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 五十鈴公園 三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課</p>	<p>(保管工作物等の掲示場所)</p> <p>第六条 条例第十二条の二第一項第一号の規則で定める場所は、次の各号に掲げる都市公園ごとにそれぞれ当該各号に定める建設事務所及び課の掲示場とする。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 五十鈴公園 三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課</p>

### 人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七十一(職員の管理職手当に関する規則)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>別表第一(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td>知事本庁</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>部局</td> <td>次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。) ひとつづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営</td> <td>五種</td> </tr> </table>	組織	職	区分	知事本庁	(略)	(略)	部局	次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。) ひとつづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営	五種	<p>別表第一(第二条関係)</p> <table border="1"> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>区分</th> </tr> <tr> <td>知事本庁</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>部局</td> <td>次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。) ひとつづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営</td> <td>五種</td> </tr> </table>	組織	職	区分	知事本庁	(略)	(略)	部局	次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。) ひとつづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営	五種
組織	職	区分																	
知事本庁	(略)	(略)																	
部局	次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。) ひとつづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営	五種																	
組織	職	区分																	
知事本庁	(略)	(略)																	
部局	次長(任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。) ひとつづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 医療政策総括監 へき地医療総括監 首都圏営業拠点運営	五種																	

総括監 太平洋・島サミット 推進総括監 工事検査総括監 参事 (略)	(略)
課長（任用規則別表 に規定する課長級の 職にあつては、人事 委員会が別に定める ものに限り、任用規 則別表に規定する課 長補佐級の職にあつ ては、職の区分が八 種及び十一種と定め られているものを除 く。） 担当課長（人事委員 会が別に定めるもの に限る。） 検査監 コンビナート防災監 ゼロエミッションプ ロジェクト推進監 県民の声相談監 コンプライアンス・ 労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里 親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出 促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット 推進監 緊急経済対策監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 会計支援監 (略)	十種 (略)
総括監 太平洋・島サミット 推進総括監 工事検査総括監 参事 (略)	(略)
課長（任用規則別表 に規定する課長級の 職にあつては、人事 委員会が別に定める ものに限り、任用規 則別表に規定する課 長補佐級の職にあつ ては、職の区分が八 種及び十一種と定め られているものを除 く。） 担当課長（人事委員 会が別に定めるもの に限る。） 検査監 コンビナート防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・ 労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里 親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出 促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット 推進監 緊急経済対策監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 会計支援監 (略)	十種 (略)

地域	機関	その他	その他
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		図書館長 美術館長	五種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、二種)
		(略)	(略)
		こころの健康センタ ー所長	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種又は 二種)
		子ども心身発達医療 センター長	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種)
		人権センター所長 津高等技術学校長 障害者相談支援セン ター所長 保健環境研究所長 林業研究所長 工業研究所長 農業研究所長 畜産研究所長 水産研究所長	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種)
		(略)	(略)
		地域機関の長(任用 規則別表に規定する 課長級の職にあつて は、人事委員会が別 に定めるものに限 り、任用規則別表に 規定する課長補佐級 の職にあつては、職 の区分が十一種と定 められているものを 除く。)	十種
		副局長 副所長(任用規則別 表に規定する課長級 の職で、職の区分が 十一種と定められて いるものを除く。)	
		技術管理監 精度管理監 研究管理監 林業人材育成推進監 総合博物館副館長 子ども心身発達医療	

地域	機関	その他	その他
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		図書館長 美術館長 子ども心身発達医療 センター長	五種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、二種)
		(略)	(略)
		こころの健康センタ ー所長	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種又は 二種)
		人権センター所長 津高等技術学校長 総合博物館副館長 障害者相談支援セン ター所長 保健環境研究所長 林業研究所長 工業研究所長 農業研究所長 畜産研究所長 水産研究所長	八種 (人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、五種)
		(略)	(略)
		地域機関の長(任用 規則別表に規定する 課長級の職にあつて は、人事委員会が別 に定めるものに限 り、任用規則別表に 規定する課長補佐級 の職にあつては、職 の区分が十一種と定 められているものを 除く。)	十種
		副局長 副所長(任用規則別 表に規定する課長級 の職で、職の区分が 十一種と定められて いるものを除く。)	
		技術管理監 精度管理監 研究管理監 林業人材育成推進監 子ども心身発達医療	

		センターの副センター長、管理部長、医療部長、看護部長及び発達総合支援部長 児童相談センター室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職で、職の区分が十一種と定められているものを除く。）			
	(略)	(略)	(略)		
警察	警察本部	(略)	(略)		
		課長（職の区分が七種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 庶務担当課の次長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監 術科指導推進監 警備・防災監	八種		
		監察官	十種 （人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、九種又は 八種）		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		
警察	警察本部	(略)	(略)		
		課長（職の区分が七種と定められているものを除く。） 隊長（部に置くものに限る。） 科学捜査研究所長 庶務担当課の次長 デジタル推進監	八種		
		監察官	十種 （人事委員会 が特に認める 場合にあつて は、八種）		
	(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)		

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第一警察の項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表第一警察の項の規定は、令和四年三月二十八日から適用する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名	組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名
知事部 局、議 会事務 局、監 査委員 事務 局、人 事委員 会事務 局、教 育委員 会事務 局、労 働委員 会事務 局、選 挙管理 委員会 事務 局、海 区漁業 調整委 員会事 務局及 び内水 面漁場 管理委 員会事 務局	(略)	(略)	(略)	知事部 局、議 会事務 局、監 査委員 事務 局、人 事委員 会事務 局、教 育委員 会事務 局、労 働委員 会事務 局、選 挙管理 委員会 事務 局、海 区漁業 調整委 員会事 務局及 び内水 面漁場 管理委 員会事 務局	(略)	(略)	(略)
	6 級	1 から 4 まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監  ゼロエミッションプロジェク ト推進監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働 推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推 進監 土砂対策監 人権監 消費生活監  農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 緊急経済対策監 M I C E 誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 副館長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第 110 条第 1 項		6 級	1 から 4 まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監  <u>危機管理特命監</u>  県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働 推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推 進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 <u>移住促進監</u>  農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 緊急経済対策監 M I C E 誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する副局長 副校長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 副館長（任用規則別表に規定 する課長級の職にあるものに 限る。） 行政組織規則第 110 条第 1 項 の表の上欄に規定する部長 行政組織規則第 110 条第 1 項



		<p>の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）</p>			<p>の表の上欄に規定する事務長 技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 特別支援学校整備推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）</p>	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
7級	1 及び 2	<p>危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監 ゼロエミッションプロジェクト総括監 コンプライアンス総括監 首都圏営業拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進総括監 工事検査総括監 行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定す</p>		7級	1 及び 2	<p>危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監  コンプライアンス総括監 首都圏営業拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進総括監 工事検査総括監  副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定す</p>

			る次長級の職にあるものに限る。) 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。)
	(略)		(略)
8 級	1 及び 2	危機管理副統括監 行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職で、 <u>困難な業務を行うもの</u> に限る。) 所長（任用規則別表に規定する次長級の職で、特に困難な業務を行うものに限る。) 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する局長（特に困難な業務を行うものに限る。) 危機管理地域統括監（困難な業務を行うものに限る。) 次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。) 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。) 副教育長	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	(略)	(略)	(略)
	7 級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。) 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。) 副隊長（困難な業務を行うものに限る。) 副所長（困難な業務を行うものに限る。) 副校長 デジタル推進監 コンプライアンス推進監

			る次長級の職にあるものに限る。) 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。)
	(略)		(略)
8 級	1 及び 2	危機管理副統括監 行政組織規則第 19 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長（任用規則別表に規定する次長級の職に <u>あるもの</u> に限る。) 所長（任用規則別表に規定する次長級の職で、特に困難な業務を行うものに限る。) 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する局長（特に困難な業務を行うものに限る。) 危機管理地域統括監（困難な業務を行うものに限る。) 次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。) 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職で、困難な業務を行うものに限る。) 副教育長	
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ 公安職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
警察	(略)	(略)	(略)
	7 級	1	隊長（相当困難な業務を行うものに限る。) 所長 次長（困難な業務を行うものに限る。) 副隊長（困難な業務を行うものに限る。) 副所長（困難な業務を行うものに限る。) 副校長 デジタル推進監

		術科指導推進監 警備・防災監			
	3	指導官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。） 調整官 情報官 特別捜査指導官 警衛警護官		3	指導官 対策官 監察官 訟務官 管理官 上席検視官 警務官（困難な業務を行うものに限る。） 事件指導官（困難な業務を行うものに限る。） 交通官（困難な業務を行うものに限る。） 調整官 情報官 特別捜査指導官
	(略)	(略)		(略)	(略)
備考	(略)			備考	(略)
〃〃〃	(略)			〃〃〃	(略)

附 則

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表ロの表の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の別表ロの表の規定は、令和四年三月二十八日から適用する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条関係） 本庁		別表第一（第二条関係） 本庁	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者 部長 デジタル社会推進局長 局長 理事 参事 副部長 副局长 危機管 理副統括監 危機管理地域統括監 副 最高デジタル責任者 次長 担当次長 ひとつくり政策総括監 ゼロエミッシ ョンプロジェクト総括監 コンプライ アンス総括監 医療政策総括監 へき地 医療総括監 首都圏営業拠点運営総 括監 太平洋・島サミット推進総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副	知事部局	危機管理統括監 最高デジタル責任者 部長 デジタル社会推進局長 局長 理事 参事 副部長 副局长 危機管 理副統括監 危機管理地域統括監 副 最高デジタル責任者 次長 担当次長 ひとつくり政策総括監 コンプライ アンス総括監 医療政策総括監 へき地 医療総括監 首都圏営業拠点運営総括 監 太平洋・島サミット推進総括監 工事検査総括監 課長 担当課長 副課長 副参事 専門監 コンビナ

課長 副参事 専門監 コンビナート	
防災監 ゼロエミッションプロジェクト推進監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 緊急経済対策監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部又はデジタル社会推進局の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当及び懲戒担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）	
(略)	(略)
備考 (略)	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則二二一六（四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二二一六（四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則二二一六（四日市港管理組合の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

ト 防災監 危機管理特命監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 地域共生社会推進監 子ども虐待対策・里親制度推進監 土砂対策監 人権監 消費生活監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 障がい者雇用推進監 太平洋・島サミット推進監 緊急経済対策監 MICE誘致推進監 建設企画監 水災害対策監 建築審査監 検査監 部又はデジタル社会推進局の人事を担当する班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師 戦略企画部秘書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（調整担当、情報担当及び随行秘書担当のものに限る。） 総務部総務課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（組織担当のものに限る。） 総務部行財政改革推進課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（行財政改革担当及び懲戒担当のものに限る。） 総務部法務・文書課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（法務担当のものに限る。） 総務部人事課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当、給与制度担当及び人材活用担当のものに限る。） 総務部財政課班長、主幹、係長及び主査（予算担当のものに限る。） 総務部税務企画課班長、主幹、係長、主査、主任、主事及び技師（人事担当のものに限る。） 総務部管財課班長、主幹、係長又は主査（庁舎管理担当のものに限る。）	
(略)	(略)
備考 (略)	

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
機関	職	機関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
管理者の事務部局	部長 理事 次長 参事 会計管理者 課（室）長 調整監 港湾施設管理 監 副参事 検査監 総務課で人事、 給与制度、予算及び庁舎管理を担当す る副課長並びに人事及び給与制度を担 当する主査、主任及び主事	管理者の事務部局 部長 理事 次長 参事 会計管理者 課（室）長 調整監 副参事 検査 監 総務課で人事、給与制度、予算及 び庁舎管理を担当する副課長並びに人 事及び給与制度を担当する主査、主任 及び主事	
備考（略）		備考（略）	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年三月二十九日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第二号

三重県病院事業庁組織規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁組織規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(県立病院の分掌事務)		(県立病院の分掌事務)	
第六条 (略)	第六条 (略)	第六条 (略)	第六条 (略)
2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)	2 ～ 5 (略)
6 このころの医療センター地域生活支援部の分掌事務は、次のとおりとする。	6 このころの医療センター地域生活支援部の分掌事務は、次のとおりとする。	6 このころの医療センター地域生活支援部の分掌事務は、次のとおりとする。	6 このころの医療センター地域生活支援部の分掌事務は、次のとおりとする。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 社会福祉施設及び他の医療機関等との連絡調整並びに医療社会福祉に関すること。	三 社会福祉施設及び他の医療機関等との連絡調整並びに医療社会福祉及び地域医療に関すること。	三 社会福祉施設及び他の医療機関等との連絡調整並びに医療社会福祉及び地域医療に関すること。	三 社会福祉施設及び他の医療機関等との連絡調整並びに医療社会福祉及び地域医療に関すること。
四 (略)	四 (略)	四 (略)	四 (略)
7 県立病院看護部の分掌事務は、次のとおりとする。	7 県立病院看護部の分掌事務は、次のとおりとする。	7 県立病院看護部の分掌事務は、次のとおりとする。	7 県立病院看護部の分掌事務は、次のとおりとする。
一 ～ 七 (略)	一 ～ 七 (略)	一 ～ 七 (略)	一 ～ 七 (略)
八 <u>他の医療機関及び社会福祉施設等との連絡調整並びに地域医療に関すること。</u> （他部の所管に属するものを除く。）	八 (略)	八 (略)	八 (略)
九 (略)	八 (略)	八 (略)	八 (略)
8 ～ 13 (略)	8 ～ 13 (略)	8 ～ 13 (略)	8 ～ 13 (略)

附 則

この管理規程は、令和四年四月一日から施行する。

訓 令

三重県訓令第2号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和4年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県電子署名の実施に関する訓令の一部を改正する訓令  
三重県電子署名の実施に関する訓令（平成15年三重県訓令第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">署名の種類</th> <th style="width: 70%;">鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">部局長の署名</td> <td style="vertical-align: top;">(略) 県土整備部県土整備総務課長 デジタル社会推進局デジタル戦略企画課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	署名の種類	鍵情報等管理者	(略)	(略)	部局長の署名	(略) 県土整備部県土整備総務課長 デジタル社会推進局デジタル戦略企画課長	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">署名の種類</th> <th style="width: 70%;">鍵情報等管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">部局長の署名</td> <td style="vertical-align: top;">(略) 県土整備部県土整備総務課長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	署名の種類	鍵情報等管理者	(略)	(略)	部局長の署名	(略) 県土整備部県土整備総務課長	(略)	(略)	(略)	(略)
署名の種類	鍵情報等管理者																				
(略)	(略)																				
部局長の署名	(略) 県土整備部県土整備総務課長 デジタル社会推進局デジタル戦略企画課長																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
署名の種類	鍵情報等管理者																				
(略)	(略)																				
部局長の署名	(略) 県土整備部県土整備総務課長																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

三重県訓令第3号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和4年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令  
三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表第2（第18条関係）</p> <p>その1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">例示</th> <th style="width: 70%;">発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）</td> <td style="vertical-align: top;">最高デジタル責任者</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）</td> <td style="vertical-align: top;">部（局）長 環境生活部廃棄物対策局長</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3 個人又は団体の長宛てのもの</td> <td style="vertical-align: top;">対策局長</td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）	最高デジタル責任者	2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 環境生活部廃棄物対策局長	3 個人又は団体の長宛てのもの	対策局長	<p>別表第2（第18条関係）</p> <p>その1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">例示</th> <th style="width: 70%;">発信者名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）</td> <td style="vertical-align: top;">最高デジタル責任者</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）</td> <td style="vertical-align: top;">部（局）長 環境生活部廃棄物対策局長</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3 個人又は団体の長宛てのもの</td> <td style="vertical-align: top;">対策局長</td> </tr> </tbody> </table>	例示	発信者名	(略)	(略)	1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）	最高デジタル責任者	2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 環境生活部廃棄物対策局長	3 個人又は団体の長宛てのもの	対策局長
例示	発信者名																				
(略)	(略)																				
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）	最高デジタル責任者																				
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 環境生活部廃棄物対策局長																				
3 個人又は団体の長宛てのもの	対策局長																				
例示	発信者名																				
(略)	(略)																				
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。）	最高デジタル責任者																				
2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。）	部（局）長 環境生活部廃棄物対策局長																				
3 個人又は団体の長宛てのもの	対策局長																				

<p>の 4 最高デジタル責任者、部 (局)長並びに環境生活部廃棄 物対策局長、<u>地域連携部スポー ツ推進局長</u>、<u>地域連携部南部地 域活性化局長</u>、<u>雇用経済部観光 局長</u>、<u>医療保健部理事及び県土 整備部理事</u>(以下「部(局)長 等」という。)宛てのもの</p> <p>5 本庁課の課長若しくはプロ ジェクトチームの担当課長又は 地域機関の長宛てのもの</p> <p>6 その他部(局)長等名によ ることを適当とするもの</p> <p>その2 (略)</p>	<p>の 4 最高デジタル責任者、部 (局)長並びに環境生活部廃棄 物対策局長、<u>地域連携部国体・ 全国障害者スポーツ大会局長</u>、<u>地 域連携部南部地域活性化局長</u> <u>雇用経済部観光局長</u>、<u>医療 保健部理事及び県土整備部理事</u> (以下「部(局)長等」とい う。)宛てのもの</p> <p>5 本庁課の課長若しくはプロ ジェクトチームの担当課長又は 地域機関の長宛てのもの</p> <p>6 その他部(局)長等名によ ることを適当とするもの</p> <p>その2 (略)</p>
---	---

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

三重県訓令第4号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令(昭和53年三重県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表(第2条、第3条関係)						別表(第2条、第3条関係)					
部	機関	職員	品目	数量	期間	部	機関	職員	品目	数量	期間
1 各 部	各機関	(1) 災害対 策本部及 び地方災 害対策部 の業務に 従事する 職員のうち、 <u>災害 即応・連 携課長が 定める職 員</u>	防災服 (上下) 帽子 ベルト T シャ ツ 保安靴	1 1 1 1 1	別 に 定 め る。	1 各 部	各機関	(1) 災害対 策本部及 び地方災 害対策部 の業務に 従事する 職員のうち、 <u>災害 対策課長 が定める 職員</u>	防災服 (上下) 帽子 ベルト T シャ ツ 保安靴	1 1 1 1 1	別 に 定 め る。
		(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)・(3) (略)	(略)	(略)	(略)
2 防 災 対 策 部	防 災 対 策 部	(1) 高圧ガ ス保安法 (昭和26 年法律第	作業服 (上下) <u>防寒服 (上)</u>	1 1	2 5	2 防 災 対 策 部	防 災 対 策 部	(1) 高圧ガ ス保安法 (昭和26 年法律第	作業服 (上下)	1	2

		204号)、 消 防 法 (昭和 23 年法律第 186号) 及び火薬 類取締法 (昭和 25 年法律第 149号) に基づく 検査等に 従事する 者					204号)、 消 防 法 (昭和 23 年法律第 186号) 及び火薬 類取締法 (昭和 25 年法律第 149号) に基づく 検査等に 従事する 者			
		(2) (略)	(略)	(略)	(略)		(2) (略)	(略)	(略)	(略)
3~10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	3~10 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)						備考 (略)				

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

三重県訓令第5号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

三重県職員の職務発明等に関する規程（昭和48年三重県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務発明等審査会の設置)</p> <p>第 13 条 職務発明等の適正な取扱いを図るため、三重県職務発明等審査会（以下「審査会」という。）を置き、その庶務は雇用経済部新産業振興課で処理する。</p>	<p>(職務発明等審査会の設置)</p> <p>第 13 条 職務発明等の適正な取扱いを図るため、三重県職務発明等審査会（以下「審査会」という。）を置き、その庶務は雇用経済部<u>ものづくり産業振興課</u>で処理する。</p>

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---